



自治振興課
まちづくり定住推進係
☎0824-73-1257

4月1日に施行された「庄原市まちづくり基本条例」をシリーズで解説してきました。今回は最終回です。第9章では、目的を達成するために必要な措置を講じるよう記述しています。

(必要な措置)
第18条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な措置を講じるものとします。

解説
第18条は、この条例の目的を達成するために必要な措置を講じる旨を記述しています。

推進体制の整備や検証組織の設置、活動団体の設立支援をはじめ、さまざまな取り組みが想定されます。また、社会環境の変化などに対応するため、この条例の検証や見直しについても検討が必要で、

なお、庄原市行政組織規則で、自治振興課まちづくり定住推進係および

支所企画調整室自治振興係に「まちづくり活動に関すること」と事務分掌が明記されており、今後の条例の管理や必要な措置などは、これらの部署を中心に取り組むこととなります。

(委任)
第19条 この条例に定めのない事項で必要な事項は、市長が別に定めるものとします。

解説
第19条は、市長への委任について記述しています。

前条の規定に基づき検証組織を設置する場合などには、設置目的や委員数などを定めた要綱を制定します。

しょうばら愛サミットを開催します!

まちづくり基本条例では、市民同士の連携、協力もまちづくりの大きな力になるとしています。まずは、いろいろな価値観や考えを持つ人たちがお互いの立場を尊重しながら、語り合うことから始めましょう。

今回は、市外から見た庄原の魅力やI(U)ターンされた方で語り合います。

ご参加をお待ちしています!

とき
2月17日(日)14時～16時
ところ
庄原市ふれあいセンター
対象 I(U)ターン者
定員 30人程度(先着順)
申し込み
1月31日(木)までに自治振興課へ。

平成25年度広告主を募集します!!

財政課理財係 ☎0824-73-1202

★募集期間:2月1日(金)～22日(金)

名称	枠数	規格	広告料	配布数量等	備考
ホームページバナー (市ホームページのトップページへのバナー広告)	5枠	縦50×横150 (ピクセル) ※形式:GIF、JPEGまたはテキスト (アニメーション可) ※容量:5キロバイト以下	5,000円/月	トップページ アクセス数 約52,000 件/月	■掲載期間は平成25年度中 (掲載は月単位・最長12カ月まで) ■応募多数の場合は市内事業者を優先し先着順
共通封筒 (市民や行政機関などへの送付用に使用する封筒裏面への広告)	長形3号 1枠	縦60×横100 (mm)	70,000円以上 上記金額を最低価格として、申込額の最も高い額を提示した事業者へ決定	70,000枚	■広告掲載期間は平成25年度中 (ただし、封筒の在庫限り) ■広告の印刷は単色 (濃淡のある原稿や写真入りの原稿は不可) ■応募多数の場合は市内事業者を優先し、申し込み額の高い順
	角形2号 2枠		35,000円以上 上記金額を最低価格として申込額の高い順に2枠を決定	35,000枚	
広報紙 (平成25年4月号～平成26年3月号への広告)	※各月で枠数変動有	①縦45×横173 (mm)	1色 25,000円	カラー 50,000円	■カラー広告は裏表紙のみ (①の規格で2枠分まで) ■掲載期間は月単位とし、連続3カ月以上1割、7カ月以上で2割の広告料を割引 ■募集期間終了後も随時受付 (掲載は申請の翌々月) ■応募多数の場合は市内事業者を優先し、先着順
		②縦45×横85 (mm)	15,000円	30,000円	
納税通知用封筒 (納税通知書などの通知用封筒裏面への広告)	2枠	縦65×横85 (mm)	1枠 120,000円以上 (広告の色は黒1色) 上記金額を最低価格として申込額の高い順に2枠を決定	150,000枚	■広告期間は平成25年度中 (ただし、封筒の在庫限り) ■応募多数の場合は市内事業者を優先し、申し込み額の高い順

※その他、市営バスや公用車、ごみ収集車など随時広告を募集していますので、財政課理財係へお問い合わせください。
※広告の詳細は、市ホームページ(<http://www.city.shobara.hiroshima.jp/>)へも掲載しています。